

令和7年6月20日

各中・義務教育学校長様

京都府中学校体育連盟
会 長 杉本 清彦

令和7年度第66回京都市中学校選手権大会 兼
第78回京都府中学校総合体育大会実施要項 ラグビーフットボールの部

- 1 主 催 京都府中学校体育連盟
京都府教育委員会
京都市教育委員会
(公財)京都府スポーツ協会
- 2 主 管 京都市中学校体育連盟
- 3 後 援 京都新聞
- 4 日 時 令和7年9月6日(土)・13日(土)・20日(土)・27日(土)
10月4日(土)・11日(土)・18日(土)
開会式 令和7年9月6日(土) 9:55 SBS ロジコム吉祥院公園球技場
競技開始時間は別紙3参照
- 5 会 場 ●SBSロジコム吉祥院公園球技場
〒601-8380 京都市南区吉祥院新田下ノ向町 TEL(075)691-2814
<9月6日(土)・20日(土)・27日(土)>
●京都市立洛南中学校
〒601-8324 京都市南区吉祥院落合町31 TEL(075)691-0018
<9月13日(土)>
●宝が池公園運動施設球技場
〒606-0923 京都市左京区松ヶ崎西池ノ内町 TEL(075)712-3300
<10月4日(土)・11日(土)・18日(土)>

*各会場の地図・公共交通機関については別記

6 参加資格

- (1) 京都府中学校体育連盟に加入しているチーム。
年齢は、平成22年4月2日以降に生まれた者に限る。これ以外の生徒が参加を希望する場合は、6月20日までに京都府中学校体育連盟に申し出ること。
(府中体連より日本中体連へ報告)
- (2) 参加資格の特例
 - ア 学校教育法134条の各種学校について、「別記1」のとおり大会参加を認める。
「別記1」参照
 - イ 部員数が少ないため、単独チームが編成出来ない中学校に対し、救済措置として「京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」により、合同チームに大会の参加を認める。「別記2・京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」参照

ウ 在籍校に希望する部活動がない場合に救済措置として「京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」により、拠点校部活動の大会参加を認める。

「別記3・京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」参照

(3) 本連盟が取得する、個人情報の利用・活用等を行うことについて同意している。

7 外部指導者（コーチ等）の大会参加について

(1) 原則として外部指導者（コーチ等）は大会に参加できる。

ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。

この場合の外部指導者（コーチ等）は、校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。

ア 参加規定

当該校長が人格・指導面において適任者と認めた20歳以上の者であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。

また、各専門部の「外部指導者（コーチ等）規定」に準じ、指導任務を行うことができる。

イ 審判について

原則として顧問以外の外部指導者（コーチ等）の審判を認める。

ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。

8 引率者及び監督

(1) 参加生徒の引率者・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。その他、外部指導者（コーチ等）については校長の認めた者とする。

(2) 引率者の特例

校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則」により、校長が引率者として承認した外部指導者の引率を認める。

「別記4・京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則」参照

(3) 京都府中学校総合体育大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。

「別記5・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」参照

9 参加数 別紙1参照

10 競技規定

(1) 参加チームを6グループにわけて予選リーグを行う。

(2) 各グループの上位2チームによる計12チームの決勝トーナメントを行う。

(3) 予選リーグの順位決定方法

ア 勝利試合の最も多いチームが上位。

イ 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症の蔓延により、やむを得ず棄権をした場合、0対200の負けとする。

ウ 2チームが同率の場合は、次の方法で決定する。

① 対戦した試合のトライ数の多いチーム。

② 対戦した試合のトライ数が同数の場合は、トライ後のゴール数の多いチーム。

③ 上記で決定できない場合は、抽選で決定する。

エ 3チームが同率の場合、当該チーム間の総得失点差で決定する。それでも決まらない場合は、抽選で決定する。

(4) 決勝トーナメントで同点の場合は、次の方法で決定する。

ア トライ数の多いチーム。

イ トライ数が同数の場合はトライ後のゴール数の多いチーム。

ウ 上記で決定できない場合は、抽選で決定する。

(5) 決勝戦で同点の場合は、両チーム優勝とする。

(6) 試合時間は予選リーグ、決勝トーナメントともに 20 分ハーフで行う。

(7) 選手交替及びその他のルールについては、ジュニアラグビーの競技規則に準ずる。

(8) その他 大会規定

ア 全員ヘッドキャップ・マウスガードを着用すること。未着用者は出場不可。

イ ラフプレーは絶対禁止。1 度であってもシンビン（一時退場）・退場の可能性あり。

ウ 各チームから試合球（ニューボール）を持ちより、また専門部から 1 球試合球を出し、スリーボール制で試合を行う。そのため、各チームからボールボーイを 2 名程度出すこと。

エ その他、検討を要する問題が生じた場合は、規律委員会を開き協議し、決定事項をチームに伝達する。

11 表 彰 本大会優勝校には賞状・優勝盾・優勝旗を、準優勝・第 3 位校には賞状を授与する。

12 申し込み 別紙 2 参照

13 近畿大会出場資格

優勝・準優勝校は、10 月 26 日(日)・11 月 2 日(日)・9 日(日)に 滋賀県希望が丘文化公園にて行われる近畿大会に出場する。

14 組み合わせ 別紙 3 参照

15 注意事項

(1) 試合開始 1 時間前には会場に到着のこと。

(2) 試合開始 30 分前には当日のメンバー表を提出のこと。

(3) グラウンド内には出場選手以外は入ってはならない。

(4) 会場等の更衣場所の後始末は各チームで責任をもつこと。

(5) 荷物の管理は各チームで責任をもつこと。（貴重品の管理）

(6) 各学校ともできるかぎり複数の顧問で引率すること。

(7) 危険防止のため、スパイクのポイントは片べりしていないものを使用すること。

(8) 指の爪は短く切っておくこと。（チームでヤスリ、爪切りの準備）

(9) ポイントチェックは試合開始 30 分前までにレフリーに時間・場所を連絡しておくこと。

(10) 試合開始の選手入場の際は、10m ラインを消さないようにラインの外側に並ぶこと。

(11) 各チームの監督・コーチはベンチにおいて指揮し、サイドコーチはしないこと。

（ハンドマイク等は使用禁止）また、リザーブ選手も必ずベンチにいること。

(12) レフリー・セーフティアシスタント・記録にあたっている者は時間に遅れないように必ず本部にくること。

(13) 給水については、各チーム最大 6 名のウォーターボーイで行うこと。なお、必ずウォーターボーイはユニフォーム以外の上着を着用すること。

16 その他

(1) 大会当日午前 7 時現在、会場所在市町村または地域に「暴風警報」が発表されている場合は、自宅等に待機し、専門委員長が当該校の顧問に連絡をする。順延になった場合は、専門部と地元中体連、大ブロック会長が事後処理を検討し、関係者及び大会本部に連絡する。

(2) 雷鳴が聞こえ、落雷のおそれがある場合は、以下のようにする。

試合の中断、再開については、雷鳴が聞こえ、落雷の危険を感じた場合、グラウンド責任者はレフリーに試合の中断を告げ、試合を一時中断させる。または、試合のウォーミングアップをしているチームがあれば、それも中断させる。その後全員、屋根のあるところ等に避難させる。

- ① 落雷の危険が去ったと判断した場合、グラウンド責任者は試合の再開をレフリーに告げ、試合を再開させる。その際、グラウンド責任者は試合再開の時刻を告げる。ただし、ウォーミングアップの時間をあたえること。
 - ② 1時間様子をみて、回復が望めない場合は、その試合を中断し、後日再試合とする。また、それ以降の試合を延期する。具体的な日時と場所は後日連絡する。
 - ③ 再試合及び試合の成立について、その日のうちの再試合は、中断した際の得点を有効とし、残り時間分の試合を行う。ロスタイムもとる。
 - ④ その日のうちに再開が無理であった試合については、中断した際の得点を有効とし、残り時間分（ロスタイムを含む）の再試合を行う。ただし以下の場合は、中断された試合であってもノーサイドとして、再試合は行わない。
 - ・前半終了時で40点以上の差がある場合。
 - ・後半5分経過時で35点以上の差がある場合。
 - ・後半10分経過時で25点以上の差がある場合。
 - ・後半15分経過時で15点以上の差がある場合。
- (3) 特別警報が発表された、もしくはされている場合には、全ての競技は直ちに中止する。
- (4) 暴風警報発表の可能性がある場合は、専門部と地元中体連、大ブロック会長で対応を協議し、事前に関係者に連絡する。
- (5) その他の気象警報に関しても、専門部と地元中体連・大ブロック会長で協議し対応する。
- (6) 大会開催中に「暴風警報」が発表された場合は、天気予報や現地の気象状況等に留意し、現地にとどまるか帰宅するかを専門部と地元中体連・大ブロック会長が判断し、大会本部に連絡する。
- (7) 台風等の状況を考慮し、事前に大会延期の判断を行う場合がある。その判断は、専門委員長、地元中体連、大ブロック会長と協議した上で、京都府中体連本部が行う。
- (8) 競技・施設等の特性を踏まえ、必要に応じて、基本的な感染症対策を講じる。